

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明書

事業者：新宇都宮リハビリテーション病院

新宇都宮リハビリテーション病院
指定訪問リハビリテーション・指定介護訪問リハビリテーション 重要事項説明書
令和 7 年 4 月 1 日

1. 事業の目的と運営方針

心身機能の低下がある方に対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、適正な指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防リハビリテーションを提供することを目的とします。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 概要

事業所名	一般社団法人巨樹の会 新宇都宮リハビリテーション病院
指定番号	訪問リハビリ・介護予防訪問リハビリ (0910117969)
所在地	栃木県宇都宮市東今泉2丁目5番31号
管理者氏名	宇都宮 勝之
電話番号	028-666-4880
サービスを提供する地域	宇都宮市、高根沢町の一部区域(宝積寺・光陽台・石末・上高根沢・花岡・栗ヶ島)、芳賀町の一部区域(上延生・与能・下高根沢・芳賀台・芳志戸・ハツ木・北長島・西水沼・東水沼)
営業日	月曜日～金曜日 国民の祝日及び年末年始(12月30日～1月3日)を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時

(2) 職員体制

	資格	常勤専従	常勤非専従	非常勤専従	非常勤非専従
管理者	病院長	1名以上			
従事者	理学療法士	1名以上			
	作業療法士	1名以上			
	言語聴覚士				

(3) 職務内容

管理者(病院長)：従事者及び、業務の管理を一元的に行います。

理学療法士・作業療法士：利用者様の状況に応じ、介護保険または、医療保険の双方で対応致します。利用者様の自宅を訪問し、心身の機能維持を図り、日常生活の自立を支援するためのリハビリテーションを行います。

3. サービス内容

指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション

- ① 症状、障害の観察
- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・回復
- ⑤ 日常生活活動の維持・回復
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

4. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 訪問職員に対する贈り物や飲食物はお受けできません。
- ② 利用者様の都合により訪問リハビリの派遣を中止したい場合は、前日の営業時間内に事務所にご連絡下さい。
- ③ 非常災害により、訪問リハビリの派遣が困難となる場合もございますので、ご了承ください。

5. 緊急時の対応

利用者様の病状に急変が生じた場合、訪問し必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとるなどの措置を取ります。

6. 事故発生時の対応

訪問リハビリの提供により事故が発生した場合には、市町村・ご家族・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業者又は介護予防支援事業者から委託を受けた居宅介護支援事業所へ連絡を行うなどの措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき自己の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 秘密保持・個人情報保護について

業務上知りえた利用者様及び、ご家族に関する秘密は、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

但し、事業所がサービス担当者会議などにおいて、個人情報を用いることの同意をお願いします。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者の選定。

虐待防止に関する担当者： 高橋 健太

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置、及び結果について従業者へ周知徹底
- ③ 虐待防止のための指針の整備
- ④ 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ⑤ 当該事業所の従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した際の市町村への速やかな通報。

9. 利用者様の尊厳

利用者様の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

10. 身体拘束の廃止

どのような状況下でも、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

11. 損害賠償責任保険

但し、損害賠償の支払いは、事業者に故意または過失が認められる場合に限られます。また、損害賠償保険金が支払われる場合であっても、利用者様に過失が認められる場合には、損害賠償が減額されることになります。

12. 第三者評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	あり		実施日	
			評価機関名称	
			結果の開示	
	なし	○		

○サービス内容に関する相談・苦情窓口

一般社団法人 巨樹の会 新宇都宮リハビリテーション病院	高橋 健太	028-666-4880
栃木県国民健康保険団体連合会		028-622-7242
市町村介護保険相談窓口	宇都宮市役所（高齢福祉課）	028-632-8989

○利用料金について

〔介護保険利用者〕〔指定訪問リハビリテーション〕

	基本報酬 1回 20分	短期集中リハビリ 実施加算 ※1	サービス提供体 制強化加算	退院時共同指導 加算 ※2
単位	308 単位/回	200 単位/日	6 単位/回	600 単位/回
1 割負担	319 円/回	207 円/日	7 円/回	620 円/回
2 割負担	637 円/回	414 円/日	13 円/回	1240 円/回
3 割負担	955 円/回	620 円/日	19 円/回	1860 円/回

	リハビリテーシ ョンマネジメン ト加算 2	リハビリテーシ ョンマネジメン ト加算 3	移行支援加算
単位	213 単位/月	270 単位/月	17 単位/日
1 割負担	220 円/月	279 円/月	18 円/日
2 割負担	440 円/月	558 円/月	35 円/日
3 割負担	660 円/月	837 円/月	53 円/日

〔介護保険利用者〕〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕

	基本報酬 1回 20分	短期集中リハビリ 実施加算 ※1	サービス提供 体制強化加算	12 月超 減算	退院時共同指 導加算 ※2
単 位	298 単位/回	200 単位/日	6 単位/回	-30 単位/回	600 単位/回
1 割負担	308 円/回	207 円/日	7 円/回	-31 円/回	620 円/回
2 割負担	616 円/回	414 円/日	13 円/回	-62 円/回	1240 円/回
3 割負担	924 円/回	620 円/日	19 円/回	-93 円/回	1860 円/回

料金は 1 単位の単価を 10.33 円として計算した額です。

※1 退院（所）日または認定日から起算して 3 月以内

※2 退院時 1 回を限度

（2）その他料金

- ・日常生活上必要な物品は実費負担となります。